

# 排水設備工事施工基準

佐久環境衛生組合 下水道課

# 目 次

第1章 総則 .....	1
1-1 趣旨 .....	1
1-2 排除方式 .....	1
1-3 下水の種類 .....	1
1-4 工事の区分 .....	1
第2章 工事の設計 .....	2
2-1 設計の基本 .....	2
2-2 設計の範囲 .....	2
2-3 事前調査 .....	2
2-4 設計図の作成 .....	2
2-5 権利の確認 .....	3
第3章 屋外排水設備 .....	4
3-1 基本的事項 .....	4
3-2 配管計画 .....	4
3-3 外水道 .....	5
3-4 学校その他のプール水 .....	5
3-5 浄化槽等の処理 .....	5
第4章 屋内排水設備 .....	6
4-1 基本的事項 .....	6
4-2 配管計画 .....	6
4-3 トラップ .....	6
4-4 ストレーナー .....	7
4-5 掃除口 .....	7
4-6 通気管 .....	7
4-7 水洗便所 .....	7
4-8 汲み取り便所の改造 .....	7
第5章 その他の設備 .....	8
5-1 阻集器 .....	8
5-2 ディスポーザ排水処理システム .....	8
5-3 私設メーターの設置 .....	9
第6章 除害施設 .....	10
6-1 除害施設の概要 .....	10
6-2 除害施設の計画 .....	10
6-3 特定施設 .....	10

第7章 其他 .....	11
7-1 書類の届出 .....	11
7-2 既存配管の取り扱い .....	11
7-3 完了届けに添付する書類の取り扱い .....	11
7-4 申請者への説明 .....	11
7-5 協議 .....	11
【その他注意事項】 .....	12
排水設備工事申請手順.....	13
資料一覧 .....	14
佐久環境衛生組合ディスポーザ排水処理システムの設置指導基準に関する要綱 .....	26
排除汚水量認定に係る水量計測装置等設置に関する事務取扱要領 .....	36

## 第1章 総則

### 1-1 趣旨

この基準は、佐久環境衛生組合公共下水道条例（平成14年3月12日条例第2号以下「条例」という。）第4条及び佐久環境衛生組合公共下水道条例施行規則（平成14年3月12日規則第1号以下「規則」という。）第4条の規定により、排水設備の設計、構造及び施工についての基準を定めるものとする。なお、この基準に記載されていない事項については、下水道排水設備指針と解説（2004年度版 財団法人日本下水道協会発行）及び排水設備工事責任技術者講習会テキスト（財団法人長野県下水道公社発行）に準ずるものとする。

### 1-2 排除方式

佐久環境衛生組合公共下水道の排除方式は分流方式であり、排水設備は汚水と雨水とを別々に排除する施設とする。（雨水は下水に流さない誓約が必要（書式一P16））

### 1-3 下水の種類

#### 1. 汚水

便所、台所、浴室、洗濯場、洗面場、冷却水からの排水及び、工場、事業場の生産活動による排水。

※ 汚水のうち、雨水と同程度に清浄なものについては、下水道管理者との協議により、雨水と同様の取り扱いをする場合がある。

#### 2. 雨水

雨水、雪解け水、池の排水、湧き水、その他の自然水

### 1-4 工事の区分

1. 新設工事 未接続で、新規に公共下水道に接続する工事及び、建替え等で接続済みの排水設備を撤去し、新たな排水設備を設置する工事。
2. 増築工事 公共下水道に接続する既存の排水設備があり、建築物の改造・増築にともない排水設備を増設する工事。
3. 改築工事 公共下水道に接続する既設排水設備の用途・規模・構造・位置の著しい変更をせず、建築物の新築、増築をともなわない工事で、排水設備を改造する工事。
4. 先行工事 造成地、位置指定道路内もしくは個人地等で、建築をともなわない先行埋設する工事

※先行工事について計画確認申請は不要であるが、着工前に事前協議申請書（書式一P25）を提出し、下水道管理者の回答を得た後施工すること。

## 第2章 工事の設計

### 2-1 設計の基本

排水設備の設計の基本は次のとおりとする。

1. 排水設備の設置及び構造を明確に表示すること。
2. 経済的かつ堅固で耐久力を有する構造であると共に維持管理が容易であること。
3. 公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を破損することのないよう、必要な考慮がなされること。

### 2-2 設計の範囲

工事の設計の範囲は、公共樹に接続するまでとする。ただし、申請は完了検査を受けていない設備とする。

### 2-3 事前調査

工事の設計に関する事前調査は、次に掲げる事項について行うことを例とし、工事の施工に支障のないよう事前に十分な配慮がなされなければならない。

1. 工事申請者、使用者および共同使用者等
2. 供用開始された処理区域であるかの確認
3. 公共樹の位置および深さ並びに既設排水設備の状態
4. 敷地内の排水以外の地下埋設物および建物配置や敷地内の屋外構造物の状況
5. 雨水排除の状況
6. 隣地および道路の境界および構造物の状況

### 2-4 設計図の作成

設計図の作成は次に掲げる要領により作成すること。

#### 1. 工事設計書（書式例-P20）

工事の仕様、使用部材等の型式、数量、設計額等がわかるもの。

#### 2. 案内図

住宅地図等を用いて、北（方位）を上方とし、申請位置を赤色にて明示する。

#### 3. 平面図（記載例-P21）

- (1) 縮尺は原則として200分の1とする。ただし、作図し難い場合は申請者の理解しやすい縮尺とすることができる。また、既設管は赤色で表示する。
- (2) 道路、建物、隣地との境界、方位、公共樹の位置
- (3) 建物の間取り、衛生器具、ます、掃除口、配管
- (4) 管径、距離、測点、樹の種類・深さ
- (5) その他工事に必要な事項

#### 4. 縦断面図（記載例－P 2 1）

- (1) 平面図と整合すること
- (2) 縮尺の横は平面図の縮尺、縦は任意とし、申請者の理解しやすい縮尺とする
- (3) 測点、区間距離、逡加距離、管底高、土被り、地盤高
- (4) 排水管の種類、管径、勾配、汚水樹の種類

#### 5. 配管図（配管立面図）

3階建て以上で特に必要と認められる場合は、配管の系統、管種、管径、距離、ますの種類、掃除口、深さ及びその他の設備並びに測点を表示する。ただし、建築設計図の給水排水設備図または衛生設備設計図を添付し、これに代えることができる。

#### 6. 構造詳細図

各種阻集器、排水槽、事業場排水、除害施設等がある場合は、その機能がわかる構造図または、承認図

#### 7. 設計図作成の留意点

設計図の記載数値の単位及び端数処理は次の表を標準とする。

種類	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール、マスの寸法、深さ	mm		450
管径	mm		100
管の勾配	/100		2/100
地盤高・土被り・管底高	m	小数点以下2位まで	9.82
逡加距離・区間距離	m	小数点以下2位まで	9.22

- 注 ①記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。  
②図面記号は別表のとおりとする。  
③既設の排水設備は点線または赤線とし、新設改造部分は黒の実線で記入すること。

#### 2-5 権利の確認

配管工事の計画にあたって、土地・家屋の権利を申請者に聴取し、関係権利者へは必ず説明をおこなうこと。

#### ● 同意書

排水設備を設置するため他人の土地を一部使用し、または、他人の施設に接続するときは相手方の同意を得ること。また、借地人もしくは借家人が排水設備の一部もしくは全部を改造する場合は、借地においては土地所有者、借家においては家屋所有者の承諾を得ること。（書式－P 1 6）

### 第3章 屋外排水設備

#### 3-1 基本的事項

屋外排水設備は、屋内排水設備からの排水を受ける柵から公共柵までの配管であり、外水道の配管を含む。

#### 3-2 配管計画

##### 1 管径および勾配

管内流速は掃流力を考慮して 0.6 から 1.5m/s の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は最大流速を 3.0m/s とすることができる。

排水管の内径と勾配の例

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 mm)	勾 配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

※ひとつの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、管路延長 3 m 以下の場合には最小管径を 75 mm (勾配 3/100 以上) とすることができる。

##### 2 管種

配管材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して決定する。

一般的には硬質塩化ビニル管とし、その他材料を使用する場合は申請前に下水道管理者と協議すること。

##### 3 ますの設置

- (1) ますは、会合点、屈曲点、管種・管径・勾配の変化点に設置するものとし、排水管延長が管径の 120 倍を超えないように設置する。
- (2) ますは一般的に塩化ビニル製等の不透水性で耐久性のあるものとする。
- (3) ますの口径は、以下の表により定める。

排水管の内径 (単位 mm)	マス口径 (単位 mm)	会合可能本数 (単位 本)	深さ (単位 cm)
100	150	3	150 以下
100	200	4	250 以下
125	200	3	250 以下
150	200	3	250 以下

- (4) 大便器からの合流は、45° 合流段差付のものを使用することが望ましい。
- (5) 蓋は雨水の流入を防止する構造とする。

#### 4 特殊ます

- (1) トラップますにおいて、トラップの内径は、50mm以上、封水深50mm以上とする。
- (2) 器具トラップの状況を把握し、二重トラップとしてはならない。
- (3) ベルトトラップ構造である目皿付ますは使用しないことが望ましい。
- (4) 起点ますから所定（標準）の勾配で公共ますを結ぶときに生じる落差が大きい場合は、ドロップます等を使用し公共ますの接続孔に固着する。
- (5) ドロップます等の使用ができない特段の理由があるときは、下水道管理者と協議の上施工方法を決定するものとする。

#### 5 掃除口

- (1) ます設置箇所において、設置が困難な場合、掃除口に代えることができる。
- (2) 掃除口は管内の清掃ができるよう適切な場所に設ける。
- (3) 掃除口の口径は、排水管の管径が100mm以下の場合は、排水管と同一口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

#### 6 排水管の保護

土被りは40cm以上を標準とする。ただし、特別な事情により土被りが不足する場合は、凍結・損傷を防ぐため適当な材料で保護しなければならない。

また、排水管の使用材料が塩化ビニル管の場合は、基礎及び埋め戻しには原則として砂を使用し、管外周に隙間が生ずることのないよう締め固めるものとする。

#### 7 基準外の施工

敷地内の土地利用上、やむを得ず基準外の施工となる場合は、排水設備計画確認申請書及び排水設備完成届の図面上に赤字で「基準外」の旨を記入し、排水設備の維持管理者に対し本施工が基準外であることを説明し承諾を得るものとする。

### 3-3 外水道

外水道で、流し台等のあるもの及び洗濯機からの排水は下水道に接続するものとする。ただし、雨水が合流しないように、屋根を設けるものとする。

接続にあたって、泥溜め桝までは屋外配管計画に従い配管し、泥溜め桝から外水道までは屋内配管計画に従い配管するものとする。

### 3-4 学校その他のプール水

プール水は雨水として扱い、公共下水道への流入は不可とする。

### 3-5 浄化槽等の処理

1. 浄化槽等の屋外設備（既設管）を再利用する場合、「屋外排水設備再利用に伴う確認書」（書式一P24）を計画確認申請時に添付する。
2. 浄化槽廃止に伴う撤去等の手続きについては、設置場所の各市町村の指示による。
3. 浄化槽の汚泥は、専門業者に汲み取らせ、公共ますに投棄してはならない。



## 第4章 屋内排水設備

### 4-1 基本的事項

屋内配管は、建築物の基礎や壁を貫通して配管することが多いため、当該建築物の施工関係者との十分な調整が必要であり、設置に当っては次の事項を考慮すること。

- 1 排水の種類及び衛生器具等の種類、設置位置・高低等を配慮し、適正に配置する。
- 2 建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるように、支持・固定・防護等により、安定・安全な状態にする。
- 3 衛生器具は数量・配置・構造・材質等が適切であり、排水系統に正しく接続する。
- 4 排水系統と通気系統が適切に組み合わせられたものとする。
- 5 排水系統、通気系統ともに、十分に耐久性のある材料を用いて適正に施工し、将来の維持管理について容易な構造とすること。

### 4-2 配管計画

#### 1 管径および勾配

- (1) 器具排水管の管径は、器具トラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。
- (2) 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- (3) 排水立て管の管径は、これに接続する横枝管の最大口径以上とする。また、「たけのこ配管」はしない。
- (4) 排水横管の勾配は下表を標準とする。

排水横管の管径と勾配

管径 (mm)	勾配
65 以下	最小 1 / 50
75、100	最小 1 / 100
125	最小 1 / 150
150 以上	最小 1 / 200

#### 2 床下集合配管

屋内配管は、器具の直近の屋外へ排水することが望ましいが、都合により床下で集合し排水する場合（ヘッダー配管を含む）は、維持管理ができるよう必要に応じ掃除口等を設け、申請者に説明するとともに、不具合等が生じた場合は工事店において責任を持って対応するものとする。

### 4-3 トラップ

トラップは封水機能によって、排水管又は公共下水道から、ガス、臭気、衛生害虫などが器具を経て屋内に侵入するのを防ぐために設ける器具又は装置であり、排水管に直結する器具には原則としてトラップを設ける。

#### 4-4 ストレーナー

- 1 浴室、流し等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設ける。
- 2 ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とする。
- 3 目幅は、直径8mmの球が通過しない大きさとする。

#### 4-5 掃除口

排水管が、物によって詰まったり長時間の使用によって流れが悪くなった場合に、管内の清掃が容易にできるよう適切な位置に掃除口を設ける。

#### 4-6 通気管

通気管は、管内に圧力差を生じないようにし、サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護し、管内の流出を円滑にすると共に、排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気をおこなうために設置する。

通気管の開口部は屋外にあって、管内に侵入するおそれのないようにしなければならない。

#### 4-7 水洗便所

水洗便所に設置する大便器、小便器、付属器具等は、用途に適合する形式、寸法、構造、材質のものを使用する。

- 1 便器の選定にあたっては、住宅の構造、排水設備全体の配置構造、工事依頼者の希望等を勘案し、適切に選定する。
- 2 節水型便器の採用にあたっては、大便器から公共ます等までの搬送距離、途中の配管屈曲状況による流下能力の損失及び他の器具の配置状況等を勘案して、その宅地に適合したものを選定する必要がある。
- 3 タンク類を使用する洗浄施設においては、流動金具、凍結防止ヒーター等凍結防止設備を設けること。

#### 4-8 汲み取り便所の改造

汲み取り便所を改造して水洗便所にする場合には、既設設備を関係法令等に従い撤去し、将来にわたって衛生上問題のないに処理しなければならない。

## 第5章 その他の設備

### 5-1 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、または損傷するおそれのある物質、あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

#### 1 設置上の留意点

- (1) 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設置する。その位置は容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具、または装置の近くが望ましい。
- (2) 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- (3) 容易に保守点検ができる構造とし、材質はステンレス、または樹脂等の不透水性、耐腐食性のものとする。

#### 2 阻集器の種類

種類と設置箇所

種類	阻集物	設置箇所
グリース阻集器	油脂分 固形物	飲食店 営業用等調理室
オイル阻集器	ガソリン・油類	ガソリンスタンド 自動車修理工場
サンド阻集器	泥・砂	石材店
ヘア阻集器	毛髪	理髪店 美容室
ランドリー阻集器	糸くず・布くず・ボタン	クリーニング店 コインランドリー
プラスタ阻集器	石こう・金銀材のくず	整形外科 歯科

#### 3 阻集器の維持管理

阻集器によって分離、蓄積されたグリースや可燃性廃液などの浮遊物質、土砂、その他の沈殿物は定期的（週1回程度）に除去しなければならない。また、除去した物質の処理は、廃棄物の処理および清掃に関する法律等によらなければならない。

### 5-2 ディスポーザ排水処理システム

「佐久環境衛生組合ディスポーザ排水処理システム設置指導基準に関する要綱」（要綱一P26～）により、適正に取り扱うものとする。なお、システム以外のディスポーザの設置（デ

イスポーザ単体のみの設置等) は認めない。

### 5-3 私設メーターの設置

水道水以外の水(井戸水等)を使用して下水道に排除する場合及び営業等で上水道の水量指針と下水道に排除する汚水量が著しく異なる場合は、汚水排除量を計量するため、それぞれ、加算・減算用の私設メーターを設置する。

私設メーターの設置は、別に定める「排除汚水量認定に係る水量計測装置等設置に関する事務取扱要領」(要領一P36～)に基づき適正に行うこと。なお、設置に当たっては、事前に担当課と十分に協議すること。

※申請者より私設メーター取付工事等の依頼がありましたら指定工事店において手続きの代行をお願いします。

#### <私設メーター設置施工上の注意>

私設メーターは、使用量に適合した口径のものをを用いるほか、原則として、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) メーターの取り付け位置は、宅地内とし、原則として構築物附近とする。
- (2) メーターの取り付け位置は、検針しやすく、凍結防止等を考慮して乾燥した場所で汚水が入り難く、かつ、歩行等に支障のない場所を選ぶこと。
- (3) メーターの手前に丙止水栓を設置することが望ましい。
- (4) メーターボックスを設け、丙止水栓及びメーターは、メーターボックスに入れ保護すること。
- (5) メーターボックスのふたの色は黄色とすること。

## 第6章 除害施設

### 6-1 除害施設の概要

工場や事業場からは、さまざまな排水が排出される。下水道法では悪質な下水に対して水質の規制をおこなっており、下水道排除基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」という。ただし、1日当たりの平均的な下水の量が10m<sup>3</sup>未満である場合には適用しない。

除害施設を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を届出なければならない。

### 6-2 除害施設の計画

除害施設の計画にあたっては、次の事項について調査をおこなう。

- 1 事業場の規模及び操業形態
- 2 廃水の発生量及び水質
- 3 廃水量の削減及び水質改善
- 4 処理水の再利用及び有用物質の回収

### 6-3 特定施設

排水の水質規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設（下水道法第12条の2）。

- 1 人の健康を害するおそれのあるもの、または生活環境に対して害をもたらすものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められているもの。
- 2 ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められているもの。

※公共下水道を使用する場合の届出

工場または事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者で、特定施設を設置する場合は、公共下水道管理者に対し届出が必要です。

- 3 特定施設の届出にあたっては、長野県環境部水大気環境課の「水質汚濁防止法による特定施設届出のしおり」に準じる。

## 第7章 その他

### 7-1 書類の届出

公共下水道を使用する場合には、所定の書類を提出し、公共下水道管理者の確認を得なければならない。

- 1 着手前には計画確認申請（正本・副本各1部、工事設計書、案内図、平面図、縦断面図）を提出しなければならない。（書式-P15他）

また、特殊な設備（阻集器、ディスポーザ、除害施設、私設メーター）を設置する場合は、詳細図及び必要な書類を提出しなければならない。

- 2 完了時には、工事完了5日以内に完了届け（正本1部、工事設計書、案内図、平面図、縦断面図）を提出しなければならない。また、使用開始届けを出さなければならない。（書式-P17及びP18）

※排水設備工事完了検査時に責任技術者による検査立合いの免除を申し出る場合は、排水設備工事完了検査立合い免除申出書を提出すること。

### 7-2 既存配管の取り扱い

既存配管を利用し排水設備をする場合、既存部において不具合があった場合は申請者に対し不具合の原因を説明し、原則として不具合部をやり直さなければならない。

ただし、著しく流下能力を阻害する状況でない場合に限り、申請者の経済的理由等により不具合部分を継続使用する場合は、申請者に対し支障の可能性を説明し「屋外排水設備再利用に伴う確認書」（書式-P24）を添付すること。

### 7-3 完了届けに添付する書類の取り扱い

排水工事が完了し、完了届け提出後に外構工事を計画している場合で地盤高、土被り等が定まらない場合は、造成計画の地盤高により図面作成すること。

### 7-4 申請者への説明

工事責任者は申請者に対し、工事の内容・工事費・完了後の維持管理方法等について、親切に説明するとともに、使用開始後の相談についても真摯に対応すること。

### 7-5 協議

この基準等に記載のない場合及び基準外の計画、または、配管計画等に疑義があるときは、必ず公共下水道管理者と協議の上施工すること。

## 【その他注意事項】

### 申請時の留意点

- ① 工事の申請は、工事着工予定日の直前ではなく早めに提出すること。  
必ず確認がおりてから着工してください。
- ② 工事の申請は施主が行なうものであるため、申請者欄の記載は、必ず施主本人に記載・署名してもらうこと。
- ③ 申請と著しく異なった工事を実施する場合は、必ず事前に協議を行い、図面の差替えをすること。特に、勾配などやむを得ず施工基準を逸脱する場合は、早めの協議をお願いします。
- ④ 工事の利害関係者に対しての調整は、申請前に必ずおこなうこと。
- ⑤ 公共ますとの境界は、必ず現地調査を行い確認すること。
- ⑥ 排水設備工事完了検査時に責任技術者の免除を申し出る場合は、申請時に「排水設備工事検査立会い免除申出書」を提出すること。

### 工事中の留意点

工事中申請事項に疑義が生じた場合は、必ず協議を行い、図面の差替えをすること。

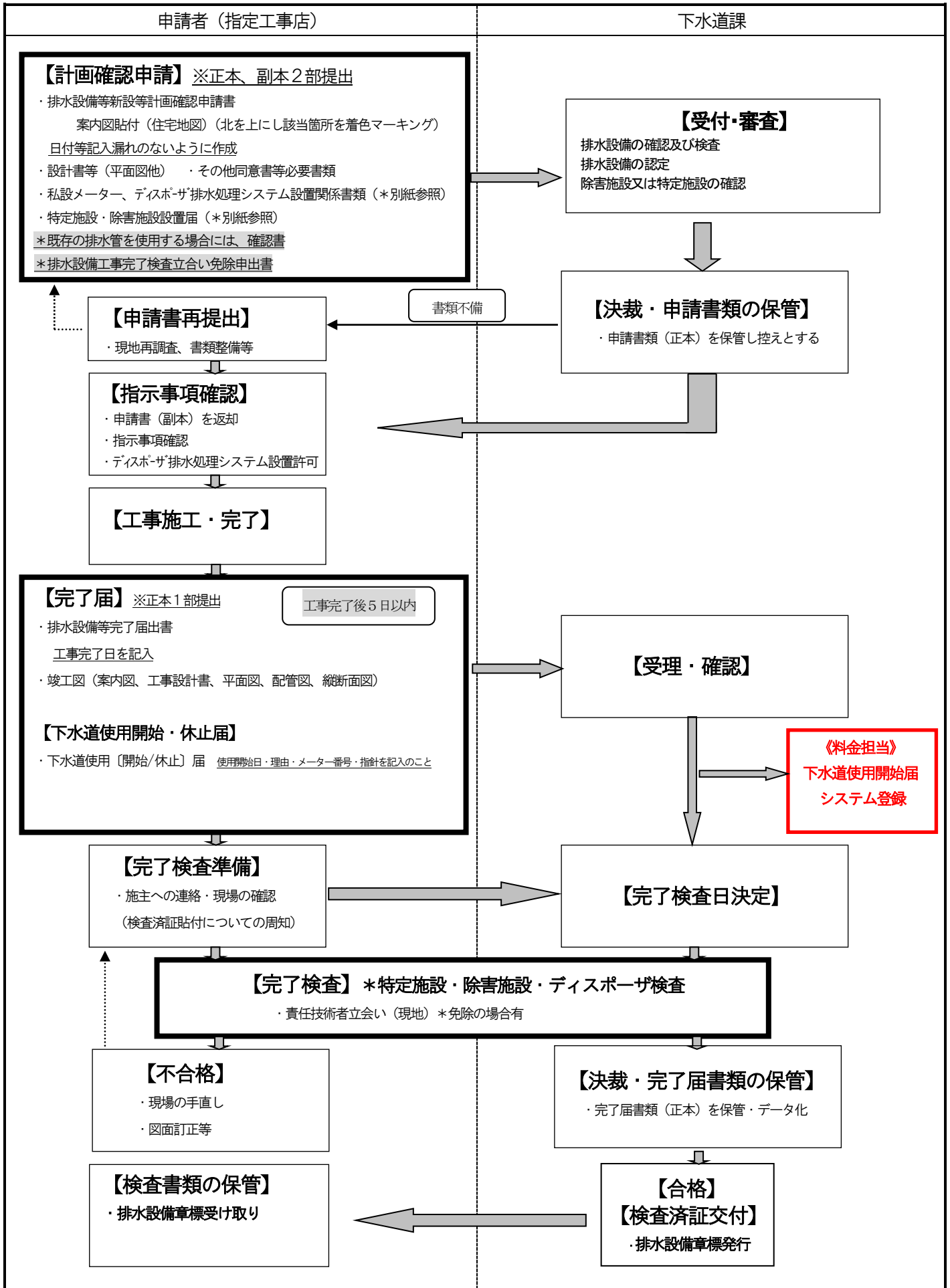
- ① 勾配が基準に満たなくなった時、極端に大きくなった場合。
- ② 完了が完了予定日より1ヶ月以上の延滞が生じる場合。
- ③ その他申請内容に大きな変更がある場合。

### 工事完了後の留意点

- ① 工事完了後、5日以内に完了届を提出し、組合の検査を受けてください。
- ② 完了検査は、完了届提出後概ね2週間以内に行います。施主に検査時に職員が敷地内に立ち入る場合があることを連絡し、トラブルのないようにしてください。
- ③ 検査において指摘事項があった場合には、1週間以内に再施工し速やかに再検査を受けてください。
- ④ 検査時点で手直しが無いように自主検査を行い、万全な体制で検査にのぞんでください。
- ⑤ マンション・アパートの場合は、部屋番号とメータ番号を一覧表にし、完了届に添付すること。
- ⑥ 井戸が設置されている場合は、井戸の位置とその用途（宅内の使用箇所）を必ず報告すること。
- ⑦ 下水道開始届の開始日より下水道使用料が請求されます。使用者の名義をご確認の上、「公共下水道開始届」を提出してください。なお、工事の途中でも下水道の使用を開始される場合には、「公共下水道使用開始届」の提出が必要となります。
- ⑧ 公共下水道開始届提出の際、排水設備に対応する水道メーターは、必ず現地で確認の上、間違いのないように記入すること。（同一敷地内に複数の建築物及び水道メーターのある場合は、特に注意をお願い致します。）

上記の事項に不備があった場合には、処分の対象となることがありますのでご注意ください。

# 排水設備工事申請手順





# 資料一覧

排水設備等新設（増築・改築）計画確認申請書（様式第2号）（規則第5条関係） .....	15
様式2号（裏面） .....	16
排水設備等工事完了届（様式第6号）（規則第8条関係） .....	17
公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・使用者変更）届（様式第11号）（規則第14条関係） .....	18
排水設備等工事検査済証（様式第7号）（規則第9条関係） .....	19
佐久環境衛生組合・排水設備章標（様式第8号2） .....	19
工事設計書 書式例 .....	20
平面図・縦断面図の記載方法.....	21
設計図記号（JIS） .....	22
プラスチック・マスマンホール協会の略号.....	23
屋外排水設備再利用に伴う確認書.....	24
排水設備等設置計画に関する協議申請書.....	25
佐久環境衛生組合ディスプレイ排水処理システムの設置指導基準に関する要綱 .....	26
排除汚水量認定に係る水量計測装置等設置に関する事務取扱要領 .....	36

## 排水設備等新設（増築・改築）計画確認申請書

令和 年 月 日

佐久環境衛生組合長 殿

排水設備の設置について、佐久環境衛生組合公共下水道条例に規定する確認を受けたいので次のとおり申請します。 なお、必要な手続及び施工については、下記指定工事店に委任します。

申請者 住所  
氏名  
(TEL) \_\_\_\_\_

排水設備工事の手続き及び施工の委任を受けたいので別紙設計書を添えて計画確認の申請をします。

指定工事店 氏名  
責任技術者氏名

設置場所					
使用者	住所	(申請者と同一の場合は記入しない)			
	氏名	(申請者と同一の場合は記入しない)			
工事区分	排水設備	新設 ・ 増設 ・ 改築 ・ その他 ( )			
	水洗便所	新設 ・ 増設 ・ 改築 ・ その他 ( ) 便器の数： 大 個、小 個、両用 個			
使用区分	専用協同	使用水	汚水	水道 ・ 井戸 ・ その他 ( )	
			水洗便所	水道 ・ 井戸 ・ その他 ( )	
排水区分	一般家庭 ・ 工場又は事務所 ・ アパート ・ その他 ( )				
使用者数		予定排水量	m <sup>3</sup>		
日最大排水量 (工事・事業所のみ記入)					m <sup>3</sup>
工事期間	着工	令和 年 月 日	しゅん工	令和 年 月 日	
予定工事費等	円		資金融資 あつ旋希望	有 ・ 無	
課長		係長		係	計画審査

様式第2号の裏面

誓 約 書	<p>工事の申請に際し、雨水は汚水排水設備に流さないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐久環境衛生組合長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名</p>
同 意 書	<p>申請者が申請書のとおり工事することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐久環境衛生組合長 殿</p> <p style="text-align: center;">土地所有者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">建物所有者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">接管所有者 住所 氏名</p>

申請書の作成

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 添付書類 | 1 排水設備 | 案内図・平面図・配管図・縦断平面図<br>工事設計書・同意書（他人の土地等を使用する場合） |
|      | 2 除害施設 | 上記の他に、生産工程図・除害施設の設計書                          |

※ 除害施設の場合は工事着手の30日前までに申請書を提出すること。

# 排水設備工事完了届

令和 年 月 日

佐久環境衛生組合長 殿

申請者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_  
(TEL) \_\_\_\_\_

排水設備等の工事が完了したので、つぎのとおり届出します。

設置場所		
工事区分	排水設備	新設・増設・改築・その他
	水洗便所	新設・増設・改築・その他
	除外施設	新設・増設・改築・その他
計画承認年月日	令和 年 月 日	
工事完了年月日	令和 年 月 日	
精算工事費	円（添付書類）精算設計書・平面図・縦断図・配管図	
検査希望年月日	令和 年 月 日	
指定工事店	所在地	
	指定番号	
	代表者氏名	
責任技術者	登録番号	
	氏 名	

※この届出書は工事が完了した日から5日以内に提出してください。

※この欄には  
記入しないこと。

## 検査結果

検査年月日	令和 年 月 日
検査結果	合格・不合格
指示事項	
再検査年月日	令和 年 月 日

下水道使用開始・休止・廃止・再開・変更届

年 月 日

(あて先) 佐久環境衛生組合長

佐久環境衛生組合公共下水道条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出人 (使用者)	住所 (行政区)	〒		
	フリガナ	電話		
	氏名			
排水設備設置場所	(行政区)	指定工事店		
開始・休止・廃止・再開・変更年月日	年 月 日	排水設備 計画確認 番号	第	号
使用者変更の場合	新使用者	排水設備 計画確認 年月日	年 月 日	
	旧使用者	受益者コード		
建物の形態	一般住宅 ・ 共同住宅( 戸) ・ 店舗併用住宅 ・ 工場 ・ 事務所 ・ 店舗 ・ その他( )			
使用区分 (家事以外は具体的に 業種を記入してください)	家事 業種 :	家事以外	使用人員 (世帯人員)	人
予定排出量 (工場・事業所の場合)	(日最大)	m <sup>3</sup> /日	従業員数	人
水道使用区分	水道使用 ( 小海町水道 ・ 佐久水道 ・ 北部水道 ) ・ 井戸使用 ・ 水道井戸併用 ・ その他 ( )			
水道使用者情報・区分	水道使用者名		検針日	
	使用者番号		開始指針	
	メーター番号			
	専用・共用区分	1 専用 2 共用		
休止・廃止・変更等の 場合の理由				
送付先住所・氏名 (転居先または送付先が 届出人と違う場合)	〒	フリガナ		
		氏名		
		電話		
備考				

ご記入いただきました情報は、下水道使用料の算定・徴収に使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

様式第7号（規則第9条関係）

排水設備等工事検査済証

設置者 住 所

氏 名 殿

佐久環境衛生組合公共下水道条例第7条第2項の規定により、検査済証を  
交付する。

設置番号 佐久環下設 第 号

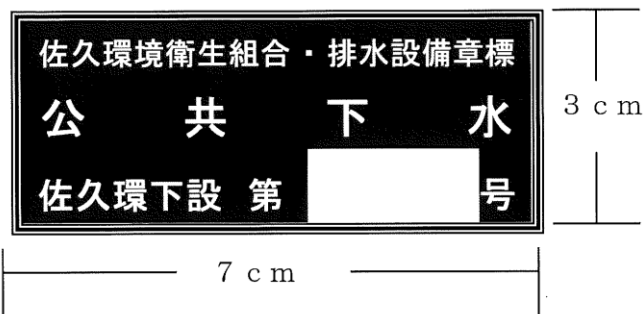
設置場所

検査年月日 年 月 日

（注）この検査済証は、以後において変更等の場合は必ず必要になりますので、  
保管をお願いします。

様式第8号（規則第9条関係）

排水設備章標



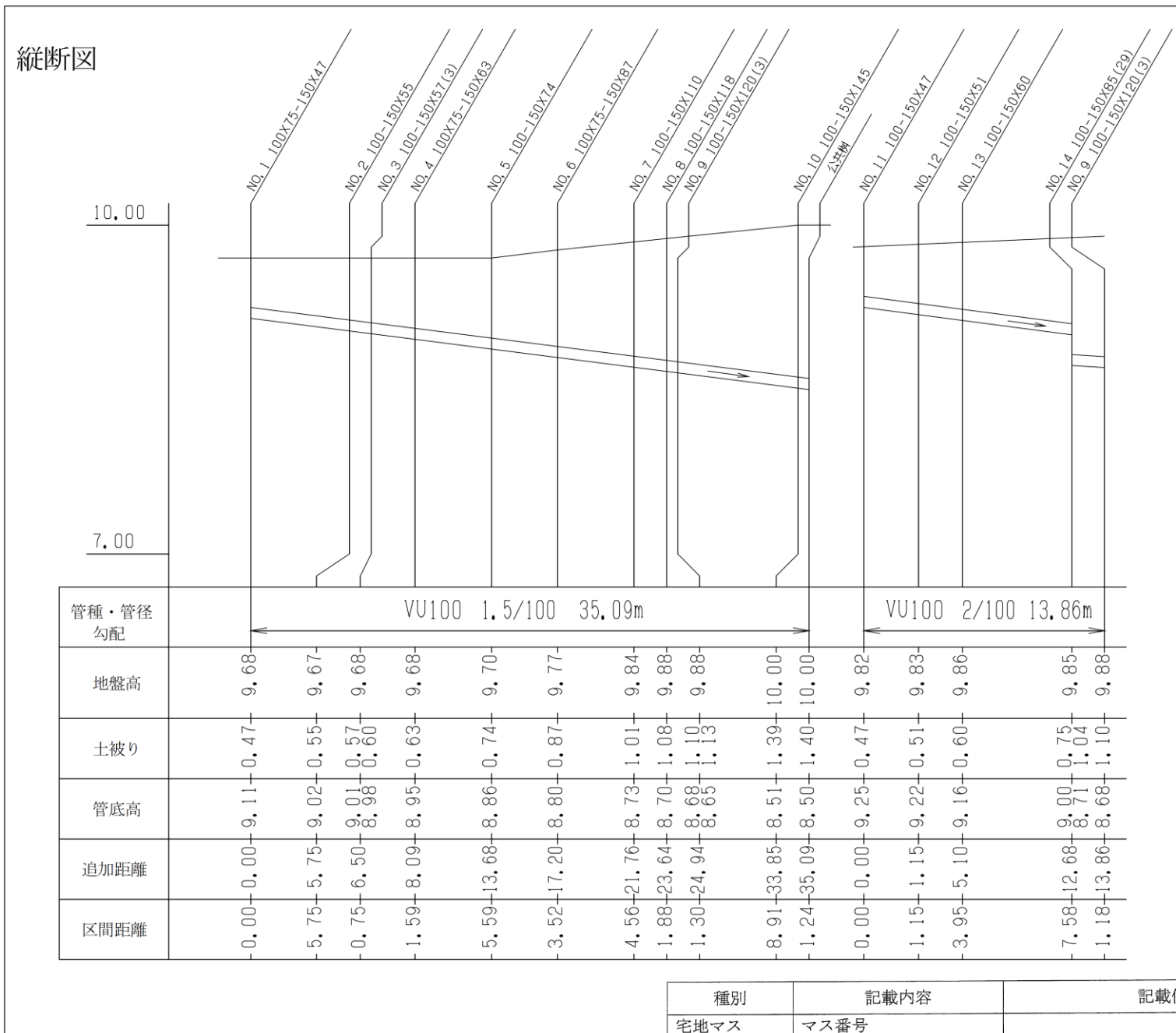
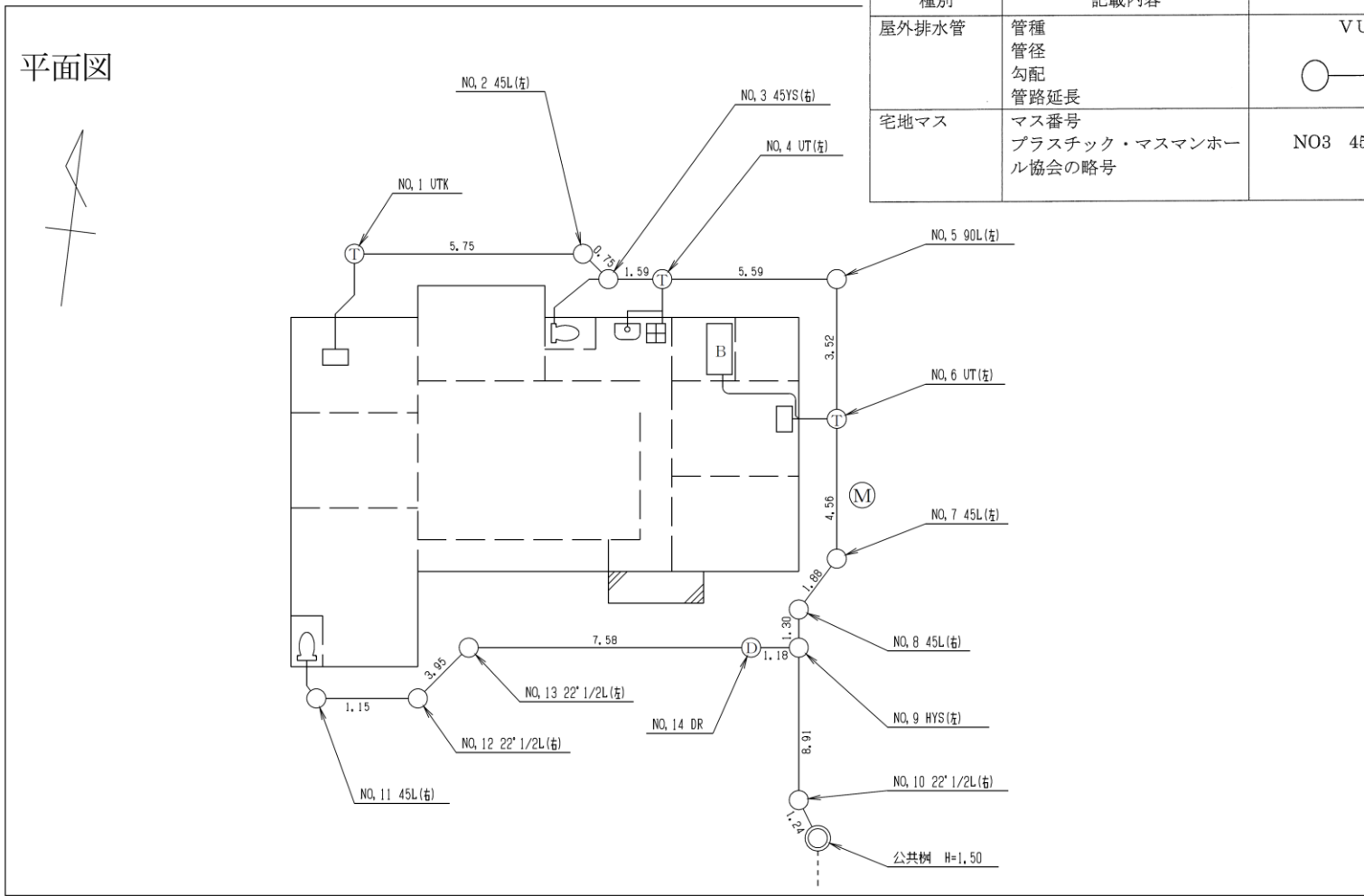


# ＜平面図・縦断面図記載例＞

排水設備設計図

佐久環境衛生組合

設置場所		指定工事店	
申請者氏名		責任技術者	
		図面作成年月日	平成 年 月 日





## 設計図記号(J I S)

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
給水管		管径-管種は 線の上側に記載	洗面器		
排水管		同上	手洗器		
通気管		同上	台所流し		
和風大便器			掃除(汚物)流し		Sl op S i nk SSは図の中も可
和風両用大便器			浴槽		Bat h Tab
洋風大便器			量水器		Meter
壁掛小便器			床下掃除口		Clean Out
フロア小便器		High Tank	床上掃除口		屋外にも適用
洗淨バタンク			グリーストラップ		Grease Trap
洗淨弁 フラッシュバルブ		Trap	オイルトラップ		Oil Trap
トラップます		Drop	床排水口		目皿
ドロップます			器具トラップ		※ トラップ 付のもの
汚水ます			排水立て管		
公共ます			鉄筋 コンクリート管	HP	
雨水ます		※	硬質塩化 ビニル管	VP	一般管
掃除口付 トラップます		※	硬質塩化 ビニル卵形管	VU	薄肉管(排水管)
検査口		※	鋼管	GP	
除外施設		合流又は 雨水ます端末	鋼管	GP	
1Lトラップます		簡易な阻集器	鋳鉄管	CIP	
2Lトラップます		※	耐火二層管	FDP	
洗濯機(パン)			強化プラスチック 複合管	FRPM	

※印は、J I S 記号にないもの

プラスチック・マスマンホール協会の略号

種類	略号	略図	呼び径			種類	略号	略図	呼び径											
			ます径	流入側	流出側				ます径	流入側	流出側									
ストレート	ストレート	ST		150	100	100	45度曲り(右) 45度曲り(左)	45L右 45L左		150	100	100								
				200	100	100				200	100	100								
					125	125				200	125	125								
					150	150				200	150	150								
合流	90度合流(右) 90度合流(左)	90Y右 90Y左		150	100×75	100	曲り	45度曲り(左右兼用)	45L		150	100	100							
				200	100	100					200	100	100							
					125	125					200	125	125							
					150	150					200	150	150							
				45度合流(右) 45度合流(左)	45Y右 45Y左						150	100×75	100	22 1/2度曲り(右) 22 1/2度曲り(左)	22 1/2L 右22 1/2L左		150	100	100	
												100	100					200	100	100
	100	100	200				100	100												
	125	125	200				100	100												
	150	150	200				100	100												
	150	100	100				ドロップ	ドロップストレート	DR			150	100					100		
	200	100	100	ドロップ90度合流 ドロップ90度合流(右) ドロップ90度合流(左)	DRY DRY右 DRY左						150		100	100						
		100	100										200	100	100					
		125	125										200	150	150					
	150	150	200	150	150															
	45度合流段差付(右) 45度合流段差付(左)	45YS右 45YS左		150	100	100					ドロップ左右合流		DRW		150	100	100			
					200	100	100	150	100	100										
						100	100		200	150		150								
						125	125		200	150		150								
					左右合流	WL		150	100	100		起点トラップ				UTK		150	50	100
									200	100									100	100
	100	100	100	100						100										
	125	125		200						75	100									
	150	150		200					100	100										
	左右合流段差付	WLS		150					100	100	トラップ(右) トラップ(左)		UT右 UT左		150				100×50	100
200					100	100	100	100×75	100											
					100	100		100	100×100	100										
					125	125			200	100×75		100								
150					150	200	100×100		100											
45度・90度合流段差付(右) 45度・90度合流段差付(左)					YWS右 YWS左		200	100	100	トラップ(左右兼用)		UT					150	100×50	100	
	150	100	100	100				100×75	100											
		100	100					100	100×100		100									
		125	125						200		100×75		100							
	150	150	200	100×100					100											
	平行合流(右) 平行合流(左)	HY右 HY左		150				100×75	100		曲点トラップ(右) 曲点トラップ(左)		UT-L右 UT-L左		150			100×50	100	
200					100	100	100	100×75	100											
					100	100		100	100×100	100										
					125	125			200	100×75		100								
150					150	200	100×100		100											
平行合流段差付(右) 平行合流段差付(左)					HYS右 HYS左		150	100×75	100	トラップ・90度合流(右) トラップ・90度合流(左)		UT-Y右 UT-Y左					150	100×75	100	
	200	100	100	100				100×75	100											
		100	100					100	100×100		100									
		125	125						200		100×75		100							
	150	150	200	100×75					100											
	90度曲り(右) 90度曲り(左)	90L右 90L左		150				100	100		90度合流・トラップ(右) 90度合流・トラップ(左)		Y-UT右 Y-UT左		150			100×75	100	
200					100	100	100	100×75	100											
					125	125		100	100×100	100										
					150	150			200	100×75		100								
150					100	100	90度曲り(左右兼用)		90L			150				100	100			
200					100	100		100								100	100			
	125	125	100	125	125															
	150	150		200	150	150														

注1. 左・右の区別は汚水ます底部の下流側から見て下水が流入してくる方向を表します。  
 2. 流入側管径の×50、×75、×100は枝管径を表します。

## 屋外排水設備再利用に伴う確認書

下記の条件を確認のうえ排水設備等新設（増築・改築）計画確認書の申請をします。

### 記

私は、屋外排水設備（既設管）の再利用をします。維持管理につきましては、私の自己管理とします。

佐久環境衛生組合長 様

令和 年 月 日

設置場所 \_\_\_\_\_

申請者 住所

氏名

排水設備等設置計画に関する協議申請書

平成 年 月 日

佐久環境衛生組合長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

次の排水設備等の設置計画について協議します。

1. 設置場所	
2. 設置内容	
3. 設置目的	
4. 工事施工者 (指定工事店)	住所 氏名 電話 責任技術者氏名
5. 工事着工・完了予定	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
6. 予定工事費等	円

※申請書類の内容変更時は、事前に組合と再度協議すること。

添付図面（案内図，平面図，配管図，縦断平面図，工事設計書）各 1 部

事前協議番号 佐久環下第 号  
 受 付 日 令和 年 月 日  
 承 認 日 令和 年 月 日

## 佐久環境衛生組合ディスポーザ排水処理システムの設置指導基準に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、厨芥を破砕し汚濁負荷を低減して公共下水道に排除するディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関する指導基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザ部と破砕された厨芥を排水・処理し汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるディスポーザ排水処理システムのうち、別に定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（以下「性能基準」という。）に基づく評価機関による適合評価を受けたものをいう。
- (2) 適合評価書 性能基準に基づく評価機関により、性能基準に適合する旨の評価を受けたことを示す文書をいう。
- (3) 使用者 システムの使用及び維持管理について最終的にその責任を負うべき者で、次に掲げるものをいう。
  - (ア) 独立建築物の所有者又は賃貸人
  - (イ) 賃貸の集合建築物の所有者
  - (ウ) 分譲の集合建築物の所有者の代表

2 前項各号に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、佐久環境衛生組合下水道条例（平成14年3月12日条例第2号。以下「条例」という。）に定めるところによる。

### (排水設備としての適用)

第3条 システムは、条例第2条に規定する排水設備とする。

### (提出書類)

第4条 システムを設置するため、条例第5条の規定に基づく確認を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、同条で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 適合評価書の写し
- (2) ディスポーザ排水処理システムの構造に関する仕様書、図面
- (3) ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書（様式第1号）
- (4) 誓約書（様式第2号）

(5) その他組合長が必要と認めるもの

2 使用者は、システムの使用を開始しようとするときは、条例第 16 条で定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) ディスポーザ排水処理システム開始届（様式第 3 号）

(2) 維持管理業務委託契約書の写し

(3) その他組合長が必要と認めるもの。

3 使用者は、システムの使用を停止しようとするときは、条例第 16 条で定める書類のほか、ディスポーザ排水処理システム使用停止届（様式第 4 号）その他組合長が必要と認めるものを提出しなければならない。

（維持管理）

第5条 使用者は、システムの維持管理について、専門の維持管理業者（以下「維持管理業者」という。）と維持管理業務委託契約を締結しなければならない。

2 使用者及び維持管理業者は、システムの維持管理にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条第 1 項第 3 号のディスポーザ排水処理システム維持管理計画書に従い、システムを適切に使用し、又は維持管理を行うこと。

(2) 維持管理事業者は、保守点検、水質管理、汚泥管理等を行った場合は、速やかにその旨をディスポーザ排水処理システム維持管理報告書（様式第 5 号）により組合長に報告しなければならない。

(3) 使用者は、維持管理事業者が行う保守点検、水質管理、汚泥管理等に関する資料を 3 年間保管するとともに、組合長が資料の提出を求めたときは、拒んではならない。

(4) システムの適切な維持管理を確認するため、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 13 条の規定に基づき組合長が行う立ち入り検査に協力しなければならない。

(5) システムの使用及び維持管理に関して組合長が行う指導に協力しなければならない。

(6) 使用者は、システムの適切な維持管理を行うことができなくなった場合は、システムを使用してはならない。

（使用者の地位の承継）

第6条 システムを有する建築物の譲渡等により、当該システムの譲渡等を受けた使用者は、システム使用者承継届（様式 6）を提出し、第 5 条に掲げる事項を遵守しなければならない。

(システムの製造者及び販売者の責務)

第7条 システムの製造者及び販売者は、システムを販売しようとするときは、申請者及び使用者に対し、第5条に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

(提出先) 佐久環境衛生組合長

デスポーザ排水処理システム維持管理計画書

申請者 住所  
氏名

1.システムの概要

一 般 事 項	設 置 場 所				
	システムの名称等	評価(認定)年月日			
		評価(認定)番号			
		名 称			
		メ ー カ ー			
	設 置 数 量	デスポーザ部	個	排水処理部	個
	施 工 者 (下水道指定工事店)	電話			
	工 程	着 手 予 定 日	年 月 日		
		完 了 予 定 日	年 月 日		
	施 工 業 者	デスポーザ部	電話		
排 水 処 理 部		電話			
維 持 管 理 業 者	デスポーザ部	電話			
	排 水 処 理 部	電話			
仕 様	デスポーザ部	型 式 製 造 品 番			
	排水処理部	設 計 人 員 設 計 生 ご み 量 計 画 汚 水 量			



## 2.システムの維持管理計画

処理水質 (※)		B O D	mg/ℓ未満	
		S S	mg/ℓ未満	
		N - ヘキサン	mg/ℓ以下	
維持管理の内容	保守点検頻度	ディスポーザ部	機器の点検整備の頻度	
		排水処理部	定期点検の頻度	
			水質検査の頻度 (※)	
			汚泥引抜き頻度 (※)	
			配管内の点検の頻度	
			清掃の頻度	
	点検項目	ディスポーザ部	機器の点検整備の頻度	別紙のとおり
			保守点検記録表	別紙のとおり
		排水処理部	機器の点検整備の頻度	別紙のとおり
			保守点検記録表	別紙のとおり

備考 1 維持管理に関する点検記録等は、3年間保管してください。

2 ※欄は、生物処理タイプの場合記入してください。

## 誓 約 書

下水道は本来、生ごみを受け入れる機能を有していないことを十分理解し、ディスポーザ排水処理システムの使用に際し、下水道の機能及び構造を保全するため、下記の事項について遵守することを誓約します。

### 記

- 1 ディスポーザ排水処理システムの使用については、専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結し、ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書に従い、適切に使用し、適切に維持管理を行います。
- 2 維持管理事業者が行う保守点検、水質管理、汚泥管理等に関する資料を 3 年間保管するとともに、組合長の求めに応じ資料を提出します。
- 3 下水道法第 13 条の規定に基づき組合長が行う立ち入り検査に協力します。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を行うことができなくなった場合は、ディスポーザ排水処理システムを使用しません。
- 5 ディスポーザ排水処理システムを有する建物を第三者に譲渡及び貸付等したときは、新たな使用者に対し本誓約書の内容を伝え、適切な維持管理を行うことの地位を承継します。

年 月 日

(提出先) 佐久環境衛生組合長

使用者 住所  
氏名

様式第 3 号

ディスポーザ排水処理システム使用開始届

令和 年 月 日

(届出先) 佐久環境衛生組合長

使用者 住所

氏名

佐久環境衛生組合ディスポーザ排水処理システム設置基準第 4 条第 2 項の規定により、  
下記のとおり届出します。

記

設置場所 :

メーカー :

型 式 :

添付書類：維持管理業務委託契約書の写し

様式第 4 号

ディスポーザ排水処理システム使用停止届

令和 年 月 日

(届出先) 佐久環境衛生組合長

使用者 住所

氏名 ⑩

佐久環境衛生組合ディスポーザ排水処理システム設置基準第 4 条第 3 項の規定により、  
下記のとおり届出します。

記

設置場所 :

メーカー :

型 式 :

(届出先) 佐久環境衛生組合長

ディスポーザ排水処理システム維持管理報告書

維持管理業者 所在地  
会社名  
代表者名 ⑩  
電話番号

ディスポーザ排水処理システムの保守点検、水質管理、汚泥管理等を実施しましたので報告します。

設 置 場 所	
使 用 者 氏 名	
名 称 及 び メーカー	
実 施 日	
保守点検、水質管理、 汚泥管理等で処置し た内容	

様式第 6 号

ディスプレイ排水処理システム使用者承継届

令和 年 月 日

(届出先) 佐久環境衛生組合長

新使用者 住所

氏名 ⑩

佐久環境衛生組合ディスプレイ排水処理システム設置基準第 6 条第の規定により、下記のとおり届出します。

記

前使用者 住所

氏名 ⑩

設置場所 :

メーカー :

型 式 :

添付書類 :

ディスプレイ排水処理システム維持管理計画書 (様式第 1 号)、誓約書 (様式第 2 号) 及び維持管理業務委託契約書の写し

## 排除汚水量認定に係る水量計測装置等設置に関する事務取扱要領

(平成25年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久環境衛生組合公共下水道条例(平成14年3月12日条例第2号。以下「条例」という。)及び条例施行規則(平成14年3月12日規則第1号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、排除汚水量認定に係る水量計測装置等(以下「私設メーター」という。)の設置に関する事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排除汚水量の算出)

第2条 条例第18条第2項の規定により組合長が行う排除汚水量の認定は、次に掲げる私設メーターを設置し、その計測値により算出するものとする。ただし、組合長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 条例第18条第2項第1号のうち、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合のそれぞれの使用水(以下「共同使用水」という。)量の認定及び、水道水以外の水(以下「井戸水等」という。)を使用した場合の排除汚水量の認定のため設置される私設メーター(以下「加算メーター」という。)
- (2) 条例第18条第2項第3号に規定する場合等、使用水量の減算を目的とする申告により排除汚水量を認定するために設置される私設メーター(以下「減算メーター」という。)
- (3) その他、組合長が必要と認める場合に設置する私設メーター。

(加算メーターの設置)

第3条 下水道使用者または排水設備所有者(以下「使用者等」という。)は、共同使用水量の認定を受けようとするとき及び井戸水等を使用するときは、加算メーターを設置し、その計測値により排除汚水量を算出するものとする。

- 2 前項の規定による加算メーターの取付等工事は、組合の指定工事店でなければ行ってはならない。ただし、加算メーターを上水道事業者の給水装置内に設置する場合は、当該上水道事業者の施工基準に基づき行うものとする。
- 3 使用者等は、加算メーターを計量法施行令(平成5年政令第329号)による有効期限(検満)までに更新しなければならない。
- 4 第1項の規定による新規設置に係る費用については使用者等の負担とする。
- 5 第3項の規定による更新費用は、メーター更新等に当たり修繕が必要な場合の修繕費用を除き組合の負担とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の加算メーターの更新費用は使用者等の負担とする。
  - (1) 事業者等(アパート等賃貸集合建築物の所有者を含む)で営業等に伴い設置する加算メーターで、メーターの口径が25mm以上。
  - (2) 一つの供給水源に対し加算メーターが複数設置されている場合の二つ目以降。
  - (3) 使用者等がその責めに帰す事由により加算メーターを滅失し、または、損傷した時。
  - (4) その他、組合長が使用者等の負担とすることが適当と認める場合。

(減算メーターの設置)

第4条 使用者等は、条例第18条第2項第3号に規定する場合等で、使用水量を減算させる申告をしようとするときは、その申告する汚水量算出の根拠を示すため、減算メーターを設置し、管理しなければならない。

- 2 前項の規定による減算メーターの取付等工事については、第3条第2項の規定と同様とする。
- 3 使用者等は、第1項の規定により設置された減算メーターを計量法施行令(平成5年政令第329号)による有効期限(検満)までに更新しなければならない。
- 4 第1項の規定により設置する場合及び前項の規定により更新する場合に要する費用、その他減算メーターの維持管理等に係る一切の費用は使用者等の負担とする。

(私設メーター設置等届出)

第5条 私設メーターを設置または更新しようとする使用者等は、私設メーター設置（更新）届（様式第1号）を組合長に届け出るものとする。

2 私設メーターの使用を開始し、休止し、廃止し、若しくは再開し、または変更するときは、私設メーター使用（開始・休止・廃止・再開・変更）届（様式第2号）を組合長に届け出るものとする。

(補足)

第6条 この要領によりがたい場合は、その都度組合長が決定する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要領の規定に係る事項について、要領施行の前の日までになされた処分、手続きその他の行為は、当分の間従前の例による。



年 月 日

私設メーター設置(更新)届

佐久環境衛生組合長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

TEL \_\_\_\_\_

私設メーターの設置(更新)について、下記のとおり届け出ます。

設置場所					
使用者名					
取付年月日					
取付時指針	新	m <sup>3</sup>	旧	m <sup>3</sup>	メーターNo.
口径	mm		設置番号	(更新のみ)	
有効期限					
メーターの種類	1 加算メーター		2 減算メーター		備考
	a 井戸水使用 b 山水使用 c その他 ( )		a 河川、側溝等公共用水域へ放流 <input type="checkbox"/> 冷却用水 <input type="checkbox"/> 池水 <input type="checkbox"/> プール水 <input type="checkbox"/> その他 ( ) b 散水 c その他 ( )		
施工業者名	_____ ㊞				
添付書類	位置図・メーター設置位置付近見取図(給水管図)				
<p>※誓約事項</p> <p>今般、私が設置する私設メーターは、常に正確な計量ができるよう管理します。</p> <p>【減算メーター】</p> <p>今般、私が設置する私設メーター(減算)は、計量法施行令に従い、有効期限(検満)までに自己負担で取り替えます。なお、私設メーターが故障及び有効期限を過ぎた場合は、減算等が受けられないことが生じてもやむを得ないことを了承いたします。</p>					

年 月 日

私設メーター使用(開始・休止・廃止・再開・変更)届

佐久環境衛生組合長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

私設メーターの使用について、下記のとおり届け出ます。

設 置 場 所				
使 用 者 名				
旧 使 用 者 (使用者変更の場合)				
メーターの種類	加算メーター・減算メーター			
使用開始等年月日	年 月 日			
私 設 メ ー タ ー	開始時等指針	廃止時等指針	口 径	メーカー名
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	mm	
使用(廃止)の内容 及 び 理 由				
摘 要				

----- 以下は記入しないでください -----

検 査 年 月 日	年 月 日	初 回 指 針 値	
設 置 番 号			

